

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株式会社 新生銀行
代表取締役社長 当 麻 茂 樹

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成24年6月19日（火曜日）午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.shinseibank.com>）に掲載させていただきます。

当日ご出席いただけない株主様が後日株主総会の状況をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第12期定時株主総会の状況を一定期間公開する予定です。なお、出席されず株主様の映像は公開いたしません。

当日は、節電への協力の一環として、会場の空調設定温度を28℃とさせていただきます、役職員一同「クールビズ」の態とさせていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成24年6月20日（水曜日）
午前9時 受付開始
午前10時 開会
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル 6階
野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第12期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類及び計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、招集通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト (<http://www.shinseibank.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合の取扱い
電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。また、その際は、後記35頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」に記載しております三井住友信託銀行株式会社 証券代行部までご請求ください。
- (6) 機関投資家向け議決権行使プラットフォームの取扱い
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記35頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	とう ま しげ き 当 麻 茂 樹 (昭和23年9月29日生)	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行 および株式会社みずほコーポレート銀行) 入行 同行執行役員 同行常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成14年11月 いすゞ自動車株式会社取締役副社長 平成19年6月 同社取締役 平成22年5月 当行顧問 平成22年6月 当行代表取締役社長(現任)	普通株式 77,451株
2	なか むら ゆき お 中 村 行 男 (昭和29年9月5日生)	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長兼オペ レーション・リスク管理部長 平成19年4月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄本部長 平成22年6月 当行代表取締役専務執行役員・リスク管理部門長 (現任)	普通株式 8,782株
3	J. クリストファー フラワース [*] (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年11月 J. C. フラワース 社会長(現任) 平成19年8月 クラーク・グループ・アドバイザー・ボード・メンバー(現任) 平成20年9月 フラワース・ナショナル銀行会長(現任) 平成24年5月 NIBC銀行スーパー・アドバイザー・ボード・メンバー(現任)	普通株式 76,753,756株
4	か に しげる 可 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所(現 株式会社東京金融取引 所) 常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現任)	普通株式 51,432株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
5	まき はら じゅん 榎原 純 (昭和33年1月15日生)	昭和56年9月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成4年11月 同社パートナー 平成8年11月 同社東京支店共同支店長兼株式部門共同部門長 平成12年7月 株式会社サテューン取締役会長(現任) 平成17年3月 RHJインターナショナル取締役(現任) 平成18年6月 マネックスグループ株式会社取締役(現任) 平成23年6月 当行取締役(現任)	普通株式 200,000株
6	たか はし ひろ ゆき 高橋 弘 幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役(現任) 平成18年6月 松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社) 監査役(現任) 平成19年6月 協和発酵工業株式会社(現 協和発酵キリン株式会社) 監査役(現任)	普通株式 36,442株

(注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当については事業報告(22頁)に記載しております。

2. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行は、J. クリストファー フラワーズ氏が設立し、会長をつとめる投資助言会社であるJ. C. フラワーズ社が助言を行うJCF Associates II Ltd.及びJCF Associates III Ltd.がそれぞれ運営するJ. C. Flowers II L. P.及びJ. C. Flowers III L. P.に対して出資を行っています。また、同社が運営する当該ファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。
- (2) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を受けました。加えて、平成23年3月、当行が行った海外募集による新株式発行に際し、同投資ヴィークル及びJ. クリストファー フラワーズ氏は、合計で172,000千株の新規発行普通株式を取得しました。J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。
- (3) 当行は、NIBC Holding N.V.に対して、J. C. フラワーズ社が助言を行う投資組合を通じて、間接的に投資を行っています。NIBC Holding N.V.を間接的に支配しているNew NIB Limitedに対し、J. クリストファー フラワーズ氏が49%の議決権を保有しております。
- その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. J. クリストファー フラワーズ、可見 滋、榎原 純、高橋弘幸の各氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① J. クリストファー フラワーズ氏につきましては、銀行業務、金融サービス業及び金融業務全般についての専門性と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ② 可見 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ③ 榎原 純氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また、国内及び国外での経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ④ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行なわれた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

該当事項はありません。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

高橋弘幸氏が社外監査役をつとめているパナソニック株式会社は、冷蔵庫用コンプレッサー事業の独占禁止法違反行為に関して、平成22年9月に米国司法省、同年10月にカナダ競争局との間で、それぞれ罰金を支払うことに合意し、また平成23年12月に欧州委員会から制裁金支払命令を受けました。同氏は、当該違反行為が判明するまでは当該違反行為を認識しておりませんが、平素より法令遵守の視点に立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることのないよう努めておりました。また同氏は、当該違反行為の判明後は再発防止に向けた同社の取り組み内容を確認しました。

- (4) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数について

- ① J. クリストファー フラワーズ 氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算11年3ヶ月であります。
- ② 可児 滋氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって8年であります。
- ③ 榎原 純氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年であります。
- ④ 高橋弘幸氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって6年であります。

- (5) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について

社外取締役候補者 J. クリストファー フラワーズ、可児 滋、榎原 純、高橋弘幸の各氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記4名の再任が承認された場合、当行は4名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、可児 滋、榎原 純、高橋弘幸の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役鈴木啓史氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役として新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本候補者は辞任された監査役の補欠として選任される者ではなく、その任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	ながたしんや 永田信哉 (昭和33年6月29日生)	昭和56年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行 平成13年12月 当行財務管理部長 平成18年10月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務プロジェクト部長 平成21年4月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成21年9月 当行グループ財務管理部長 平成22年6月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年9月 当行執行役員グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年10月 当行執行役員財務管理部長(現任)	0株

(注) 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。本候補者は、当行の社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役候補者いたします（なお、平成22年6月23日開催の当行第10期定時株主総会にて補欠社外監査役として選任された保田眞紀子氏は、引き続き当行の社外監査役の補欠としての補欠監査役といたします。）。また、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	たか はし えい じ 高 橋 栄 治 (昭和43年1月3日生)	平成3年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 平成19年5月 当行グループ 財務統制推進室次長兼グループ 財務プロジェクト部次長兼グループ 財務プロジェクト部パフォーマーII準備室次長 平成21年4月 当行国際会計基準推進室次長兼グループ 財務統制推進室次長 平成22年4月 当行グループ 経営管理統轄部次長 平成22年10月 当行経営管理統轄部次長 平成24年3月 当行監査役室長（現任）	普通株式 14,768株

(注) 補欠監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

(提供書面)

第12期 (平成23年4月1日から) 事業報告 (平成24年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

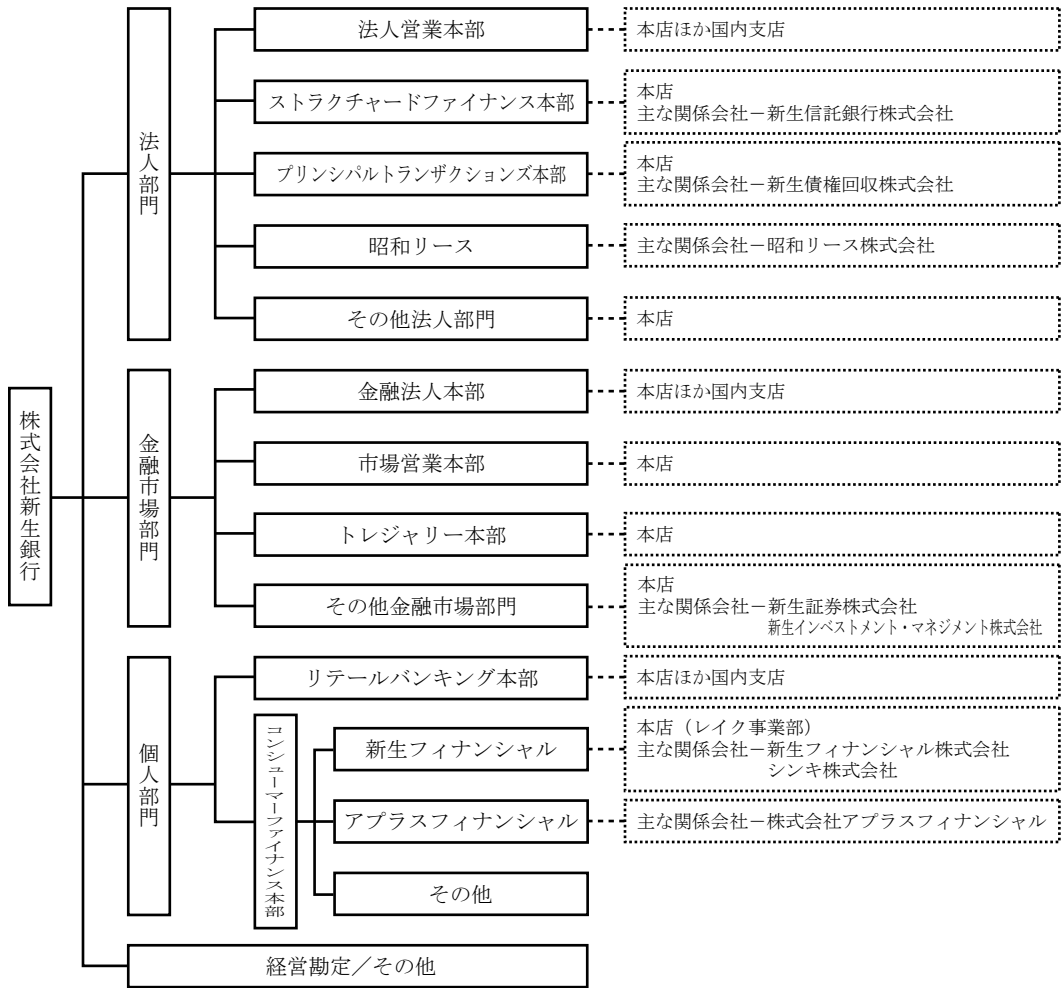
当行グループ(平成24年3月31日現在、当行、子会社213社(うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結子会社133社、非連結子会社80社)、および関連会社16社(日盛金融控股股份有限公司等の持分法適用会社15社、持分法非適用会社1社)により構成)は、『法人部門』『金融市場部門』および『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人部門』、『金融市場部門』および『個人部門』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行および関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

『法人部門』の「法人営業本部」セグメントは事業法人、公共法人向けの金融商品・サービスを、「ストラクチャードファイナンス本部」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、スペシャルティファイナンス(企業買収ファイナンス等)に関する金融商品・サービスおよび信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービスを、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを、「その他法人部門」セグメントはアセットバック投資、アドバイザー業務等を提供しております。

『金融市場部門』の「金融法人本部」セグメントは金融法人向けの金融商品・サービスを、「市場営業本部」セグメントは外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「トレジャリー本部」セグメントはALM業務、資本金の資金調達業務を行っております。また、「その他金融市場部門」セグメントは新生証券株式会社による証券業務、オルタナティブ投資、アセットマネジメント業務およびウェルスマネジメント業務等を提供しております。

『個人部門』の「リテールバンキング本部」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントは個別信用購入斡旋、クレジットカード、信用保証、融資および集金代行サービスを提供しております。また、『個人部門』の「その他」には、コンシューマーフィナンズ本部およびその他子会社の損益が含まれております。なお、平成23年10月1日付けで当行が新生フィナンシャル株式会社(以下「新生フィナンシャル」)より譲り受けた個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローン レイク」は、「新生フィナンシャル」セグメントに含めております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



【金融経済環境】

当事業年度において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」）により一時急激に落ち込んだ国内の生産活動・個人消費は順次回復に向かいましたが、被災地復興、福島原発事故の収束、電力供給体制の再構築等といった震災関連の課題は山積されたままとなっております。また、円高局面が長期化し、厳しい雇用情勢やデフレ状況が続く中であって、特に夏場以降は、欧州債務危機の高まりや世界経済の停滞、さらにはタイにおける大洪水の影響もあって、日本経済は厳しい状況に陥るには至っておりません。

このような状況にあって、政府・日銀は、度重なる円売りドル買いの市場介入を実施するとともに、景気下支えと継続的な経済成長に向けたより緊密な連携に努めつつ、各種施策の実現を図りました。このうち、政府においては、終始政局が安定せず、迅速な政策実現が困難となる場面も散見されましたが、震災復興策等を盛り込んだ補正予算の成立をはじめとした重要政策の実現に努めました。また日銀は、金融緩和の一段の強化等、従来以上に踏み込んだ金融政策を推進しました。

年明け以降、これらの諸施策の効果や欧米経済の回復への期待を背景として、一部で景気を持ち直しに向けた動きも見られましたが、欧州債務危機の長期化や原油価格の上昇、およびこれらを背景とした世界経済の下振れ等による国内景気の下押しリスクは存在しており、日本経済の本格的な回復には今しばらく時間がかかるものと思われます。

こうした中、為替相場については、当第3四半期までは円高基調にありましたが、当第4四半期には円高が幾分是正され、平成24年3月末には、ユーロ円相場では約110円（前事業年度末比約7円円高）、ドル円相場では約82円（同比若干の円高）となりました。また、国内金利については、長期金利（10年国債利回り）が、期初は1.3%前後で推移したものの、内外の厳しい経済状況や安全資産としての日本国債への資金流入などの影響により低下し、平成23年8月以降は1%前後で推移しました。また、短期金利は引き続き低水準で推移しました。最後に日経平均については、同年7月に一時1万円を超えた後に下落傾向を強め、同年11月25日には終値ベースで同年最安値の8,160円01銭を記録いたしました。当第4四半期に入ると、景気好転への期待などから上昇し、平成24年3月末の終値は10,083円56銭（同比約330円の上昇）となりました。

【企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果】

当行は、法人のお客さま向け銀行業務やリース業務を担う法人部門および金融市場部門と、個人のお客さまへのリテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門において、グループ全体で、幅広い金融商品・サービスを、お客さまの視点に立て、より効率よく、迅速に提供できるよう努めてまいりました。

当行は、平成23年3月期から平成25年3月期までを対象期間として、「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」に注力することを基本コンセプトとした「中期経営計画」を策定しております。当事業年度は同計画の2年目に当たり、震災の影響など、当初想定していなかった厳しい事業環境下にありましたが、引き続き、計画の達成に向けて各業務に邁進いたしました。各ビジネス分野における業務の取り組み状況は以下のとおりです。

（法人業務）

主として事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザービジネスを中心に行う法人部門および金融市場・金融法人向けビジネスを行う金融市場部門においては、各々の役割と責任の所在を明確にして、緊密な連携を図りながら、法人業務を積極的に推進してまいりました。

法人部門においては、事業法人、公共法人のお客さまに対して、それぞれの顧客特性に向けた最適なソリューションの提供に引き続き努めております。具体的には、まず、ヘルスケアビジネスなど当行の独自性と特色を発揮でき、社会的ニーズや成長性が見込める業種・分野での確固たる地位の構築を図るとともに、企業再生ビジネスにおいて前事業年度に専門部署を設置するなど取り組みを強化しており、いずれも具体的な案件の推進に注力しています。新規貸出顧客の開拓など、引き続き顧客基盤の拡大に努めるとともに、お客さまのアジア進出などに係る支援業務にも着手しております。当事業年度においては、潜在的な成長力を有する企業、新たな事業領域や震災復興を含む地域経済の活性化につながる事業などを注力分野とし、経営課題への多面的なソリューション提供を法人部門全体にて推し進めていくための組織的な手当ても行いました。さらに、不動産ノンリコースファイナンス、企業買収ファイナンスなどのスペシャルティファイナンス、クレジットトレーディング、アドバイザーなどについても、引き続き強化・推進を図っております。加えて、同部門の傘下にある昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）においては、主力である中堅・中小企業への産業・工作機械や建設機械などのリースと並行して、さらなる営業基盤の強化を図っており、当事業年度においてはLED関連、風力発電や産業向け太陽光発電などの環境関連ビジネス、半導体設備向けファイナンス、サプライヤー提携強化、アセットファイナンスの拡大などに取り組みました。また、当行の法人営業との協業による顧客基盤の拡充を継続的に推進しております。

次に、金融市場部門においては、地域金融機関に対するシンジケートローンの組成支援の強化などにも積極的に取り組んでおり、また、低金利環境下で資金運用難に直面している金融機関のお客さま向けに仕組預金やクレジットリンク・ローンなど投資商品の提供を積極的に行うとともに、提携地域金融機関のお客さまが当行の開発した仕組預金などを自らのブランドで販売する「ホワイトラベル」ビジネスも引き続き推進しております。

一方、自己勘定取引などによって過去に積み上がったノンコア資産については、「収益力の安定化」に向けて、市場動向などに留意しながら順調に削減してきております。

(個人業務)

銀行本体のリテールバンキング業務と主に子会社を通じたコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門では、約600万人のお客さまに対して革新的なソリューションを提供しております。

リテールバンキング業務では、円預金を中心とした運用に限らず、より多様なお客さまの資産運用のニーズにお応えするため、引き続き外貨預金・仕組預金・投資信託・保険商品など幅広い金融商品を提供するとともに、ユニークな商品設計の「パワースマート住宅ローン」の提供にも積極的に取り組んでまいりました。利便性の高いインターネットやコールセンターといったリモートチャネルを通じた商品・サービスの拡充を図ると同時に、費用効率の高い小型店舗「新生コンサルティングスポット」を展開するなど、一部店舗の改廃を実施しながら、お客さまのニーズにより適切にお応えできるようチャネルの充実・強化を図っております。

このような施策の結果、当事業年度、リテールバンキング業務の業績は順調に推移するとともに、顧客基盤も引き続き拡大いたしました。総合口座「PowerFlex（パワーフレックス）」の口座数は平成24年3月末には263万口座を超え、個人預金残高は、円定期預金や仕組預金などの満期到来資金の2週間満期預金への振り替えなどを通じ、資金調達効率を高めつつ、同3月末現在で4兆6,600億円超となり、当行の安定的な資金調達基盤の確立に貢献しております。債券、投資信託、保険投資商品、仕組債を含む個人預り資産残高は、同3月末現在、5兆7,700億円超となり、また、住宅ローンについても、手数料無料の自動繰上返済機能や貸越サービス、さらに柔軟性の高い商品設計などが評価され、「パワースマート住宅ローン」の取扱いも堅調に推移しております。

一方、コンシューマーファイナンス業務においては、改正貸金業法の完全施行による影響は落ち着きを取り戻しつつありますが、引き続き市場規模が縮小するなど依然厳しい環境にあり、当行グループを挙げて合理化・効率化を継続的に進めるとともに、積極的な事業展開を図っております。

当行は監督官庁の認可を経て、新生フィナンシャルによる個人向け無担保ローン事業の一部を同社から譲り受け、平成23年10月から新たに「新生銀行カードローン レイク」のブランドによる銀行本体での個人向け無担保ローンの提供を開始いたしました。レイクが大規模な無人店舗ネットワークを展開して本件事業を本格的に実施するのは当行が初めてとなります。新生フィナンシャルが提供してきた利便性、迅速性の高いサービスを活用し、銀行の信頼感、安心感を併せ持つことで、銀行本体が個人の小口金融ニーズにより円滑かつ柔軟に対応し、個人顧客基盤の拡充と収益性の向上を図るとともに、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献してまいります。本事業は当事業年度第3四半期以降、順調な立ち上がりを見せており、引き続きその拡大に向けて業務に取り組んでまいります。

株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）においては、その事業子会社によりショッピングクレジット事業、クレジットカード事業、決済事業、個人ローンおよび債権回収業務などについて、外部との提携も活用しつつ、その拡充を図っております。株式会社アプラスがカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と提携し、ショッピングクレジットのご利用で「Tポイント」が貯まる「Tポイント付きアプラス（ショッピング）クレジット」を平成23年5月から開始いたしましたところ、平成24年3月末の時点で導入加盟店が3,300社を超え、取扱額も順調に伸びております。また、新生フィナンシャルは個人向け無担保ローンの既存のお客さまへのサービスを継続するとともに、「新生銀行カードローン レイク」および他の金融機関との提携を通じた個人向け無担保ローンの信用保証業務の拡大により、今後とも安定的な収益を確保し、さらなる成長を図ります。

当行コンシューマーファイナンス子会社において、過払い利息の開示請求件数や利息返還額は概ね減少傾向にあり、過去のピークを大きく下回っております。今般、このような状況に鑑み、当事業年度中に業績のダウンサイドリスクを払拭する措置を講じることといたしました。具体的には、当第3四半期末における利息返還損失引当金の追加繰入の実施に加え、当事業年度末には、将来にわたるいわゆる過払いリスクから決別するため、改正貸金業法完全施行による総量規制の導入や平成22年9月の大手貸金業者の会社更生法適用申請による影響なども勘案してライフタイムの引当水準とするため、利息返還損失引当金の追加繰入を実施いたしました。なお、新生フィナンシャルについては、過払利息返還請求を受けるリスクのある取得資産のうち相当な部分について、GEによる損失補償が付与されており、リスクは限定的となっております。当行は、今後とも、コンシューマーファイナンス業務の効率性の向上、競争力の強化に取り組んでまいります。

(財務基盤)

当事業年度には、当期純利益の積み上げなどによってTier I 資本が増加したことに加え、ノンコア資産などの残高減少によりリスクアセットが減少したことから、自己資本比率については10.27%、Tier I 比率は8.80%と、前事業年度末比改善いたしました。

(震災への対応について)

東日本大震災については、被災した地域の支援のため、当行およびグループ会社の社員から参加を募り、被災地でのボランティア活動を実施しております。平成23年7月から平成24年3月の間に宮城県内の被災地域で4回に分けて実施、1回あたり2日間の期間で約40名の社員が活動し、4回で延べ約150名が参加いたしました。さらに、被災された方々への救援ならびに被災地の復旧にお役立ていただくため、当行として1億円の義援金を実施（当行グループで総額1億5,700万円）したほか、法人ならびに個人の被災者の方向けに復旧支援融資制度等を速やかに創設するなど、さまざまな施策を行ってまいりました。また、当行および一部のグループ会社において社員による食料や物資の寄付も実施し、約4,000点の食料や物資を都道府県やNPO法人を通じて寄付いたしました。当行では、今後も被災地の日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスのご提供に努めてまいります。

(業績)

以上のような事業の経過のもと、当事業年度の連結決算における経常収益は4,132億円（前事業年度比525億円減少）、経常費用は3,964億円（同比448億円減少）となり、この結果、経常利益は167億円（同比76億円減少）、当期純利益は64億円（同比362億円減少）となりました。また、当行グループの当事業年度における経営管理上のセグメント利益の合計は627億円（同比181億円減少）となりました。

当事業年度は、顧客基盤の再構築および収益力の安定・向上に向けた諸施策の着実な実践、継続的な経費削減、与信関連費用の大幅な減少など、業務全般にわたって順調な推移を見せる中であって、業績のダウンサイドリスクに対する懸念を払拭し、収益力の安定化を確実なものとするための措置として、個別貸倒引当金の積み増しや、いわゆる過払いリスクから決別するための利息返還損失引当金の追加繰入を実施しました。その結果、当事業年度の当期純利益は優先出資証券・劣後債の消却益などの多額の非経常的な利益を計上した前事業年度に比べて減少しましたが、当第3四半期決算の公表の際に申し上げた通期業績予想の範囲内の数値となりました。

セグメント別で見ると、まず法人部門については、顧客基盤の再構築と収益力の向上に向けて各種業務を積極的に推進したこと、与信関連費用および経費が減少したこと、昭和リースも順調であったことから、前事業年度を上回る実績となりました。

次に金融市場部門については、金融市場の低迷の影響を受けたことに加えて、前事業年度に計上したような優先出資証券・劣後債の消却益がなかったことから、部門全体の業績は前事業年度を下回りました。

さらに個人部門については、まずリテールバンキング本部では、金融市場の低迷などの影響を受けたものの、顧客ニーズに的確に対応した商品・サービスの提供に努めるとともに、業務の一層の効率化に取り組んだ結果、引き続き安定的な利益を計上しました。次に、新生フィナンシャル、アプラスフィナンシャルなどの子会社を傘下に有するコンシューマーマファイナンス本部では、改正貸金業法などの影響で貸出金が減少したことから資金利益が減少したものの、それとともに与信関連費用も大幅に改善し、さらに引き続き合理的・効率的な業務運営に努めたことから、業績は全体的に堅調に推移しました。なお、銀行本体による「新生銀行カードローン レイク」事業は順調に立ち上がっており、中長期的な利益確保に大きく貢献する事業に成長させるように、引き続き注力してまいります。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	平成23年度（当期）								
	人 部 門					金 融 市 場 部 門			
	法人営業本部	ストラクド スチャーズ ファイナンス 本部	プリンシパ ル・トランザク ションズ本部	昭和リース	そ の 他 法人部門	金融法人本部	市場営業本部	トレジャリー 本部	その他金融 市場部門
業 務 粗 利 益	9,357	21,030	11,211	12,463	8,273	3,373	6,231	△6,122	1,681
資 金 利 益 (△は損失)	9,254	16,904	4,563	△2,588	△846	1,454	1,126	△9,267	507
非 資 金 利 益 (△は損失)	102	4,125	6,648	15,052	9,120	1,918	5,105	3,145	1,173
経 費	5,843	4,826	3,886	7,804	2,655	2,342	3,261	1,079	4,119
与 信 関 連 費 用 (△は益)	1,415	14,145	924	△1,371	2,717	△490	△1,471	-	△727
セグメント利益 (△は損失)	2,097	2,057	6,401	6,030	2,900	1,521	4,441	△7,202	△1,710

	個 人 部 門				経営勘定/その他	合 計
	リテールバン キング本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナンシャル	アプラスフィ ナンシャル	そ の 他		
業 務 粗 利 益	36,091	51,778	48,531	1,758	△2,697	202,962
資 金 利 益 (△は損失)	29,147	55,506	12,546	1,576	△2,984	116,900
非 資 金 利 益 (△は損失)	6,943	△3,728	35,985	182	286	86,061
経 費	31,366	30,717	30,232	364	△511	127,988
与 信 関 連 費 用 (△は益)	1,221	△8,445	5,206	231	△1,087	12,267
セグメント利益 (△は損失)	3,503	29,506	13,092	1,162	△1,097	62,706

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団が対処すべき課題】

当行グループは、平成23年3月期から平成25年3月期までの3年間を対象期間として、「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」に注力することを基本コンセプトとした「中期経営計画」を策定しております。引き続き、同計画の達成に向けて、以下のとおり各種戦略施策、体制の強化に取り組んでまいります。

1. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上
当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。また、今般の震災被災地域の復興支援に真摯に取り組む、被災地の一日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスのご提供に努めてまいります。

(法人業務)

法人業務については、従来からのお客さまのニーズの中心である貸出などに取り組む法人向け営業、適切なリスク・リターン水準を確保しながら取り組む不動産ファイナンス、お客さまとの取引を中心としたキャピタルマーケット、金融環境の変化を捉えながら取り組むクレジットレーディング、付加価値の高い案件を中心とした企業買収ファイナンスなどのスペシャルティファイナンス、企業の合併・買収などの仲介をするアドバイザーなど、対顧客業務と、当行の強みをもち、差別化可能な業務をコア業務として積極的に展開してまいります。同時に、自己勘定による投融資などをノンコア資産として圧縮し、収益力の回復に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、中堅企業に加え中小企業との取引も推進し、顧客基盤拡大を図ります。また、当行の業務運営姿勢を受動型から能動型に転換し、ヘルスケアファイナンスをはじめとした福祉や環境といった分野をはじめ、潜在的な成長力を有する企業への支援、新たな事業領域や震災復興を含む地域経済の活性化につながる事業などを含め、社会の持続的発展に寄与する分野に焦点を絞り、取り組みを強化してまいります。また、公営法人との取引拡大や、地域金融機関との連携といった金融法人取引の分野もより一層の充実を図り、付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

(個人業務)

リテールバンキング業務において、お客さまのライフステージにあわせた資産運用商品・ローン商品の提供力の強化にお一層取り組むと同時に、個人のお客さまの金融取引や商品に係わるニーズに対し、あらゆるチャネルを通じて適切に対応できる提案力を強化してまいります。また、法規制の変更、市場の縮小、業界再編など、厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については、平成23年10月に開始した「新生銀行カードローン レイク」のブランドを使った、銀行本体での本格的な個人向け無担保カードローンサービスを通じ、個人のお客さまの小口金融ニーズにより円滑かつ柔軟に対応してまいります。引き続きグループ子会社間の経営資源の有効活用や経費構造の見直しと適切な与信費用管理を実施しつつ、リテールバンキングからコンシューマーファイナンスまで、当行グループの機能を結集した個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供を行うことで、真に信頼される個人向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

2. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「パーゼルⅡ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。また、新たな自己資本規制（パーゼルⅢ）導入の方向性も踏まえつつ、必要な体制準備や施策に取り組んでまいります。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、①経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制の確立を目指しています。また、当行では、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員および各業務部門の部門長がそれぞれ管理する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役、部門長である執行役員などからなる経営会議（Executive Committee）を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。当事業年度においては、経営会議の取締役社長に対する牽制機能を強化する一方、部門長である執行役員の経営への一層の深度ある取り組みと組織全体の活性化を図るため、その運営方法を改善いたしました。

当行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

平成24年1月10日に発生した当行のシステム障害による他行宛送金取引の遅延については、お客さまに大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。本件障害は、当行が全銀為替取引システムを東京から大阪のデータセンターに移設したところ、ネットワーク構成の不備が原因でシステム処理速度の低下が発生したものです。原因となったネットワーク構成を見直し、十分な処理速度を確保いたしました。今後同様の障害を繰り返すことのないようシステムの運営には万全を期するとともに、万一障害が発生した場合にも障害対策本部を中心に迅速な対応が取られる態勢を整えるなど、信頼の回復に向け全力で取り組んでまいります。

3. 経営健全化計画の達成

当行は、平成22年3月期においては、国内不動産ポートフォリオをはじめリスク資産の処理を積極的に行ったことによる損失処理により、単体当期純損失が経営健全化計画の目標数値を大幅に下回る結果となったことから、平成22年6月に金融庁から業務改善命令を受け、平成22年10月に、経営健全化計画の修正計画を策定いたしました。

この新たに策定した経営健全化計画に沿って業務運営を行った結果、当事業年度においては、単体実質業務純益321億円と計画値を上回りましたが、単体当期純利益138億円となり、計画値を1割弱下回る結果となりました。当行といたしましては、引き続き公的資金による資本注入を受けている銀行として、経営健全化計画を達成すべく、より一層、ガバナンスの強化、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります所存でございます。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注記) 3. については、子会社等を含まない記述となっております。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度 (第9期)	平成21年度 (第10期)	平成22年度 (第11期)	平成23年度 (当期)
連結経常収益	6,016	5,663	4,658	4,132
連結経常利益 (△は連結経常損失)	△1,633	△726	244	167
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	△1,430	△1,401	426	64
連結純資産額	7,674	6,349	6,111	6,276
連結総資産	119,491	113,767	102,315	86,096

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行グループは、業務全般にわたって順調な推移を見せる中において、収益力の安定化を確実なものとするための措置として、個別貸倒引当金の積み増しや利息返還損失引当金の追加繰入を実施いたしました。この結果、当期の連結当期純利益は、優先出資証券・劣後債の消却益等の非経常的な利益を計上した前期に比べて362億円減少の64億円となりました。

ロ、当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度 (第9期)	平成21年度 (第10期)	平成22年度 (第11期)	平成23年度 (当期)
預 金	68,974	68,244	57,393	57,882
定期性預金	44,517	44,275	36,081	32,976
その他	24,457	23,969	21,311	24,905
債 券 発 行 高	6,767	4,875	3,525	2,968
利付債券	6,767	4,875	3,525	2,968
割引債券	—	—	—	—
社 債	4,024	3,425	2,222	2,122
貸 出 金	51,680	47,328	39,732	41,026
個人向け	8,683	8,907	9,211	9,561
中小企業向け	20,325	19,091	14,549	16,580
その他	22,671	19,329	15,971	14,884
特 定 取 引 資 産 (トレーディング資産)	3,260	2,110	1,828	1,566
特 定 取 引 負 債 (トレーディング負債)	3,160	1,766	1,443	1,276
有 価 証 券	26,260	36,745	37,017	22,866
国 債	12,042	23,615	24,625	12,851
その他	14,217	13,129	12,392	10,015
総 資 産	107,134	104,885	92,580	78,744
純 資 産 額	5,648	5,559	6,187	6,441
内 国 為 替 取 扱 高	320,737	306,443	279,869	208,650
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 11,090	百万ドル 7,421	百万ドル 9,524	百万ドル 12,432
経 常 利 益 (△は経常損失)	百万円 △164,860	百万円 △44,205	百万円 7,968	百万円 18,119
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	百万円 △157,048	百万円 △47,644	百万円 11,170	百万円 13,894
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△は1株当たり当期純損失)	円 銭 △79.96	円 銭 △24.26	円 銭 5.59	円 銭 5.23

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。当期は定期性預金の減少が小幅になる一方、その他預金のうち、流動性預金が増加したため、預金全体では前年度比489億円の増加となっております。
3. 当期は社債の買入消却は実施しておりません。社債の当年度減少は外貨建社債の為替換算によるものです。
4. 貸出金については、ノンコア資産の圧縮を継続して進めた一方、中堅・中小企業向け貸出を推進したことにより、当期は1,294億円の増加となっております。
5. 有価証券については、国債残高がほぼ第9期の水準に戻ったことに加え、ノンコア資産圧縮の一環で、主として外国証券残高を削減したため、当期は1兆4,151億円の大幅な減少となっております。
6. 平成23年度は、前年度計上されていた債権担保証券等の売却益が当年度にはなかったものの、資金利益の減少傾向に歯止めがかかってきたことに加え、貸倒引当金繰入額の大幅な減少により、当期純利益は前年度比27億円増の138億円となりました。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末														合 計	
	法 人 部 門					金 融 市 場 部 門				個 人 部 門						経 営 勘 定 /その他
	法人営業 本部	ストラク チャード ファイナ ンス本部	プリンシ パルトラン ザクシ ョンズ 本部	昭 和 リ ー ス	そ の 他 法 人 部 門	金融法 人 部 本	市場営 業 部 本	トレジャ リー本 部	その他金 融 部 門	リテール バンキン グ 本 部	コンシューマーファイナンス本部					
使用人数	人 133	人 131	人 146	人 508	人 57	人 53	人 58	人 16	人 143	人 566	人 984	人 1,309	人 47	人 679	人 4,830	

	前 年 度 末														合 計	
	法 人 部 門					金 融 市 場 部 門				個 人 部 門						経 営 勘 定 /その他
	法人営業 本部	ストラク チャード ファイナ ンス本部	プリンシ パルトラン ザクシ ョンズ 本部	昭 和 リ ー ス	そ の 他 法 人 部 門	金融法 人 部 本	市場営 業 部 本	トレジャ リー本 部	その他金 融 部 門	リテール バンキン グ 本 部	コンシューマーファイナンス本部					
使用人数	人 138	人 134	人 154	人 511	人 610	人 60	人 53	人 18	人 136	人 557	人 1,265	人 1,330	人 47	人 705	人 5,718	

- (注) 1. 使用人数には、海外の現地採用者を含んでおります。
 2. その他法人部門については、連結子会社であったSpecialized Loan Servicing LLC（ローン回収業、前年度末569人）を売却したことから、大幅に減少しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ、当行

① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道・東北地区	2	(－)	2	(－)
関東地区 (うち東京都内)	24	(7)	25	(7)
	(14)	(2)	(15)	(2)
中部地区	2	(－)	2	(－)
近畿地区	11	(6)	11	(6)
中国・四国・九州地区	3	(－)	3	(－)
国内計	42	(13)	43	(13)
海外	－	(－)	－	(－)
合計	42	(13)	43	(13)

(注) 当年度末において店舗外現金自動設備110か所及びレイク事業無人店舗787店を有しております。

② 当行の当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
本店浦和出張所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 1 - 5 - 1
梅田支店大阪支店内出張所	大阪府大阪市北区曽根崎 2 - 1 2 - 4

- ③ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。
- ④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ. 子会社
① 法人部門

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生信託銀行株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生債権回収株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
昭和リース株式会社	本店	東京都文京区後楽1-4-14

② 金融市場部門

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生証券株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生インベストメント・マネジメント株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3

③ 個人部門

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生フィナンシャル株式会社	本店	東京都千代田区鍛冶町1-7-7
シンキ株式会社	本店	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社アプラスフィナンシャル	東京本部	東京都新宿区新小川町4-1

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント		金額
当行(注)		5,976
子会社	法人部門	1,295
	金融市場部門	26
	個人部門	5,347
	経営勘定/その他	0
合計		12,646

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

ロ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社アプラスフィナンシャル	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年 10月6日	15,000	95.06 (91.50)	—
昭和リース株式会社	東京都文京区	リース業務	昭和44年 4月2日	29,360	97.02	—
シンキ株式会社	東京都豊島区	金融業務	昭和29年 12月1日	24,119	100.00 (100.00)	—
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	金融業務	平成3年 6月3日	91,518	100.00	—
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務	平成8年 11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都中央区	証券業務	平成9年 8月11日	8,750	100.00	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。
3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社および子法人等は133社、持分法適用会社は15社であります。

重要な業務提携の概況

- 当行は、以下の金融機関と提携し、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
都市銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行
三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社
その他
株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行、三浦藤沢信用金庫
- 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行っております。
- 当行は、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された同行ATMによる現金入出金サービスを提供しております。また、同行との共同ATMコーナーを展開しております。
- 当行は、以下の鉄道会社の駅構内に当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
東京地下鉄株式会社(東京メトロ)、近畿日本鉄道株式会社
加えて、JR名古屋駅、JR京都駅、JR三鷹駅にも当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
- 当行は、ビザ・インターナショナルと提携し、海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金サービスを行っております。
- 当行は、連結子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「新生アプラスゴールドカード」「新生アプラスカード」の申込み取次ぎを平成24年4月から行っております。(従来同社と提携しておりました「新生ゴールドカードVisa/JCB」「新生カードVisa」は同月以降新規募集は停止しております)
また平成20年6月からサービスを開始しております「新生銀行スマートカードローン」(新規受付停止中)については、保証会社として株式会社アプラスと保証委託契約を締結しております。
- 当行は、平成23年10月からサービスを開始しております「新生銀行カードローン レイク」について、保証会社として当行連結子会社である新生フィナンシャル株式会社と保証委託契約を締結しております。

8. 当行は、株式会社東和銀行と業務提携を行っております。
9. 当行は、ベトナムの金融持株会社Baoviet Holdings（バオベトホールディングス）と、ビジネスマッチング業務、融資・貿易金融関連業務、アドバイザー業務、資金運用商品の提供などの広範な業務について業務提携契約を締結しております。
10. 当行は、インドの金融機関YES BANK, Limited（イエスバンク）と日本・インド間のクロスボーダー型M&Aビジネスにおける連携強化を目的として、業務提携の覚書を締結しております。
11. 当行は、当行の持分法適用会社である台湾の金融持株会社、日盛金融控股股份有限公司（Jin Sun Financial Holdings Co., Ltd.）とビジネスマッチング業務、融資・貿易金融関連業務、アドバイザー業務や資金運用商品の提供などの広範な業務分野について、業務協調に関する覚書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
該当事項はありません。

ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの
当行は、平成23年10月1日付で当行の連結子会社である新生フィナンシャル株式会社から同社の事業の一部を譲り受けました。具体的には、既に一定の顧客認知度を有する「レイク」ブランドを活用して銀行本体で本格的な個人向け無担保ローンサービス（「新生銀行カードローン レイク」）を提供するとともに、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献することを目的に、同社より「レイク」の商標権、無人店舗、ATM・ACM（自動契約機）、およびその他の消費者金融にかかる資産・負債の一部（同社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる一切の債権および債務（過払金返還債務を含む）ならびに同契約上の地位を除く）を譲り受けたものです。

ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの
該当事項はありません。

ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承のうち重要なもの
該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
当麻茂樹	代表取締役社長	—	—
中村行男	代表取締役	—	—
J. クリストファー フラワーズ	取締役(社外)	J. C. フラワーズ社 会長 ケスラーグループ アドバイザリーボードメンバー フラワーズ・ナショナル銀行 会長	—
可児滋	取締役(社外)	横浜商科大学 教授	—
榎原純	取締役(社外)	株式会社ネオテニー 取締役会長 RHJインターナショナル 社外取締役 マネックスグループ株式会社 社外取締役	—
高橋弘幸	取締役(社外)	パナソニック株式会社 社外監査役 協和発酵キリン株式会社 社外監査役	—
鈴木啓史	常勤監査役	—	平成24年3月1日就任
鍵市昭	常勤監査役	—	平成24年2月29日辞任
志賀こず江	監査役(社外)	弁護士 日本興亜損害保険株式会社 社外監査役 FXプライム株式会社 社外監査役 特種東海製紙株式会社 社外監査役 株式会社東横イン 社外取締役	—
田村達也	監査役(社外)	株式会社グローバル経営研究所 代表取締役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 代表理事 株式会社オートボックスセブン 社外取締役	—

- (注) 1. 監査役 渡部 晃氏は、平成23年6月22日開催の第11期定時株主総会の終結時をもって監査役を辞任しました。
 2. 監査役 鈴木啓史氏は、平成23年6月22日開催の第11期定時株主総会にて社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役として選任され、鍵市 昭氏の監査役辞任に伴い監査役に就任、平成24年3月16日開催の監査役会で常勤監査役に選定されたものです。
 3. 社外取締役 可児 滋、榎原 純、高橋弘幸の各氏及び社外監査役 志賀こず江、田村達也の各氏は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員届出書を提出しております。
 4. 当行は執行役員制度を導入しており、平成24年3月31日現在の取締役兼務を含む執行役員の人数は18名となります。

(2) 会社役員に対する報酬等
当該年度にかかる役員報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	摘 要
取締役	7名 (内 退任済み 1名)	131百万円 (内 報酬以外の金額 0百万円)	
監査役	5名 (内 退任済み 2名)	40百万円 (内 報酬以外の金額 1百万円)	
計	12名 (内 退任済み 3名)	171百万円 (内 報酬以外の金額 0百万円)	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記報酬以外の金額0百万円は、過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に費用計上した株価連動報酬関連費用となります。
3. 上記区分においては、執行役員を兼務している取締役が2名おります。
4. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。
5. 当事業年度は退職慰労金を支給していません。
6. 平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会決議において、取締役の報酬等の限度額は、年額180百万円（うち社外取締役50百万円）、監査役の報酬等の限度額は、年額60百万円と、決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、執行役員を兼務する取締役に對しては、執行役員としての賞与として、年額5百万円を支給しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況		銀行と当該他の法人等との関係
J. クリストファー フ ラ ワ ー ズ	J. C. フラワーズ社	会長 (業務執行者)	J. C. フラワーズ社が助言を行っているファンドの投資家が、同じく同社より助言を得ている当行主要株主への投資を通じて間接的に当行に投資しています。当行は同社が助言を行っているファンドに投資しています。同社が運営するファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。
	ケスラーグループ	アドバイザー ボードメンバー	ケスラーグループと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	フラワーズ・ナショナル銀行	会長	フラワーズ・ナショナル銀行と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
可 児 滋	横浜商科大学	教授	横浜商科大学と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
榎 原 純	株式会社ネオテニー	取締役会長 (業務執行者)	株式会社ネオテニーと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	RHJインターナショナル	社外取締役	RHJインターナショナルと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	マネックスグループ株式会社	社外取締役	当行からマネックスグループ株式会社に対する融資取引があります。資本関係その他の関係はありません。
高 橋 弘 幸	パナソニック株式会社	社外監査役	パナソニック株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	協和発酵キリン株式会社	社外監査役	協和発酵キリン株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況		銀行と当該他の法人等との関係
志 賀 こず江	日本興亜損害保険株式会社	社外監査役	日本興亜損害保険株式会社は当行の一定の金融商品を保有しております。
	F Xプライム株式会社	社外監査役	F Xプライム株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	特種東海製紙株式会社	社外監査役	特種東海製紙株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社東横イン	社外取締役	株式会社東横インと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
田 村 達 也	株式会社グローバル経営研究所	代表取締役 (業務執行者)	株式会社グローバル経営研究所と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	代表理事 (業務執行者)	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社オートバックスセブン	社外取締役	株式会社オートバックスセブンと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
J. クリストファー フラワーズ	社外取締役 11年 取締役(非常勤) 1年	当事業年度開催の取締役会7 回中6回出席	議案、審議全般において、金融に関する 豊富な知識に基づき、必要な発言、助言 を適宜行っております。
可 児 滋	7年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会7 回中全てに出席	専門分野であるリスク管理の観点から議 案、審議について必要な発言、助言を適 宜行っております。
榎 原 純	9ヶ月	平成23年6月就任後当事業年 度開催の取締役会5回中全て に出席	金融に関する豊富な知識に基づき、議案 全般において必要な発言、助言を適宜行 っております。
高 橋 弘 幸	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会7 回中全てに出席	他社社外監査役を含めた豊富な業務経験 に基づき、議案、審議全般に関し、必要 な発言、助言を行っております。
志 賀 こず江	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会7 回中全て、監査役会13回中全 てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的 見地、他社社外役員としての経験から議 案、審議につき発言、助言を行っており ます。
田 村 達 也	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会7 回中全て、監査役会13回中全 てに出席	他社社外取締役を含めた豊富な業務経験 に基づき、議案、審議につき発言、助言 を行っております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
J. クリストファー フラワーズ 可 児 滋 榎 原 純 高 橋 弘 幸 志 賀 こず江 田 村 達 也	社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠った ことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に 損害を与えた場合、社外取締役および社外監査役が職務を行うにつき善意で重 大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度と して損害賠償責任を負担するものです。

(4) 社外役員に対する報酬等

社外役員 の報酬等 の総額等	支 給 人 数 (内 退任済み 1名)	銀行から受けている報酬等 56百万円 (内 報酬以外の金額 0百万円)	銀行の親会社等から受けている報酬等 -
	7名		

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記報酬以外の金額0百万円は、過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に費用計上した株価連動報酬関連費用となります。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 4,000,000千株
発行済株式の総数 2,750,346千株

(株式数にかかるとの注記)
株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

50,188名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111)	399,676千株	15.05%
預金保険機構	269,128千株	10.14%
株式会社整理回収機構整理回収銀行口	200,000千株	7.53%
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113)	110,449千株	4.16%
UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT	90,540千株	3.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	80,090千株	3.01%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	78,858千株	2.97%
ASTYANAX CORPORATION 380098	76,742千株	2.89%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	61,880千株	2.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	56,507千株	2.12%

(大株主にかかるとの注記)

1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(96,427千株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. ASTYANAX CORPORATION 380098 名義の株式は、当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	第1回新株予約権	第5回新株予約権
取締役会決議日	平成16年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成16年7月1日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	9,455個	4,826個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	21個/1名	4個/1名
社外取締役の保有状況	—	50個/2名
監査役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,913,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,219,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	684円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個に切り上げる）に限って権利を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び各回上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第7回新株予約権	第13回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成18年5月23日
発行日	平成17年6月27日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	1,255個	5,342個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	2個/1名	4個/1名
社外取締役の保有状況	—	50個/2名
監査役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 474,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,236,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第15回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成19年5月9日
発行日	平成18年5月25日	平成19年5月25日
発行した新株予約権の数	1,439個	3,306個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	2個/1名	—
社外取締役の保有状況	—	30個/3名
監査役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 512,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 1,339,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	555円
新株予約権を行使することができる期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日	平成21年6月1日から平成29年5月8日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

第20回新株予約権	
取締役会決議日	平成20年5月14日
発行日	平成20年5月30日
発行した新株予約権の数	2,830個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	—
社外取締役の保有状況	30個／3名
監査役の保有状況	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,228,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	416円
新株予約権を行使することができる期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名称	当該事業年度に係る報酬等（百万円）	その他
有限責任監査法人 トーマツ	監査証明業務	387
	監査証明業務以外の業務	38
	報酬等計	425

- (注) 1. 業務執行社員は手塚仙夫氏、石塚雅博氏、松本繁彦氏の3名です。
 2. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
 3. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当該事業年度に係る報酬等（百万円）	
監査証明業務	736
監査証明業務以外の業務	43
報酬等計	779

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、取締役会は、会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意または請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行定款第36条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使して行く方針であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）について、当行では、「内部統制規程」およびその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、業務執行取締役および執行役員は自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全業務執行取締役、執行役員および従業員がこれに従うことを義務付けております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の確認と内部統制システム構築について基本方針の決定を行うことしております。その概略は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「新生銀行行動規範」を定めており、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。

「新生銀行行動規範」においては、法規および社内手続に違反した場合などに解雇を含む懲戒処分の可能性につき規定され、役職員に対し法規および社内手続に違反した場合の速やかな報告義務を課しております。またすべての役職員に対し、本規範を理解し遵守することを書面等で定期的に誓約・確約することを義務付けております。

この規範の下、必要に応じた社内手続を設け、役職員の行動を詳細に規制しております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
取締役の職務の執行にかかる情報については、その保存媒体に応じ漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、監査役の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、取締役および従業員の職務執行に関する情報については当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。
「情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。また、情報セキュリティを、情報資産をその特性に応じて適切に管理し、機密性・完全性・可用性を確保・維持することと定義し、これを実現することを目的とし、法令の遵守、必要最小限の開示原則に基づいたアクセス権限の付与、必要な体制の構築・運用、情報資産の分類・管理の実施および教育・訓練の実施等に関して規定しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
損失の危険の管理のため、当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。
「新生銀行リスクマネジメントポリシー」では、当行および当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針を定めており、そのリスク管理は「マクロアプローチ」（経営機関による資本・資源の配分と評価）と、「規格化された業務管理フレームワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②リスクポリシー委員会、複合リスク案件委員会、クレジット委員会、債権管理委員会、ALM委員会、市場取引統轄委員会、新規事業・商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、および③リスク管理部門の機能・役割と責任等を規定しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
当行業務執行取締役および執行役員は、「業務執行規程」に従い、日々の業務執行を行うこととしております。「業務執行規程」には、業務執行取締役および執行役員の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業禁止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行にかかる情報の保存および管理、さらに業務執行取締役および執行役員の職務権限と責任など取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。
- (5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
当行全体の経営方針やビジネスプランおよびリスク管理やコンプライアンス態勢と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」に従って行われます。
「子会社・関連会社ポリシー」は①子会社・関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時に当行全体の戦略や方向性と整合性を確保、②当行と同レベルのリスク管理や事務の執行の指導、③子会社・関連会社としてのファイアウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守、レギュレーションの維持、適切な内部統制の確立という子会社・関連会社の管理の3つの責務を明示し、当行グループ価値の極大化を図ることをその目的とし、主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかわる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定しております。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
当行は、監査役がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合、監査役を補助するために監査役室を設置し、同室所属の従業員を監査役の職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査役にその業務の結果を報告する義務を負うものとしております。
- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
監査役室は、監査役に直接報告を行っており各取締役およびその業務ラインからは独立した組織として設置されております。また職務補助者の任命・解雇・配転および人事異動等雇用に関する重要事項については予め監査役会の同意を得ることとしております。職務補助者の賃金等の改定も予め監査役会の同意を得ることとしております。このように、監査役を補助すべき使用人について取締役からの独立性を確保しております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

取締役および従業員は、監査役に対して、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか取締役会又は監査役会が定める事項を遅滞なく、報告することとしています。かかる報告については、原則として書面により行われるものとしています。そして、監査役室は、監査役からの命令に従い、上記報告をなした取締役又は従業員から事情を聴取することとしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

取締役および従業員は、監査役の監査に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとされているほか、監査役は必要に応じ、法律上認められる範囲内に限って当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。

(10) その他

当行では、取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに速やかに排除することを宣言しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために、監査部は当行が定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を取締役社長および監査役会に対して報告することとしております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成24年6月19日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。)

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（午前9時～午後9時）

<用紙の請求等、その他のご照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル YUITO 6階
野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール

- 最寄り駅
- ・地下鉄－東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅（A9出口直結）徒歩約1分
 - ・地下鉄－東京メトロ 半蔵門線 三越前駅（B4出口）徒歩約5分
 - ・地下鉄－東京メトロ 東西線・都営浅草線 日本橋駅（B11・B12出口）徒歩約10分
 - ・JR線－総武本線 新日本橋駅（1番出口）徒歩約4分
 - ・JR線－中央線・山手線・京浜東北線 神田駅（南口）徒歩約10分
- 神田駅からは、中央通りを日本橋方向に進む。

JR新日本橋駅、半蔵門線・銀座線三越前駅からは、地下道でYUITOに直結しています。

